

3 教育・保育施設の一体的提供の推進

本町では、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供できるよう努めます。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園を令和4年度に開園します。こども園、保育所等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

4 教育・保育の質の向上へ向けた取組み

教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園、保育所間の人事異動や職員配置基準の見直しを行うとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を推進し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。（令和4年4月からのこども園開園に伴い、こども園間の人事異動や、合同研修を推進し、教育・保育の一体的な提供に努めます。）

また、幼稚園、保育所（こども園）においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて、関係者の相互理解や異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、教育・保育の連続性・一貫性の確保に努めます。さらに、幼児教育アドバイザーの設置についても検討し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。